

一般社団法人専門職高等教育質保証機構の審議結果について

1. 申請の概要

一般社団法人専門職高等教育質保証機構（以下、「機構」という。）から、教育実践分野の専門職大学院を評価することについて、文部科学大臣の認証を求める申請があったため、「認証評価機関の認証に関する審査委員会」で審査を行った（委員の名簿は別紙1）。

○ 評価方法（案）

評価対象専門職大学院が作成した自己点検評価報告書、その他、機構が必要と認めて入手した資料の分析・検討（書面調査）、及び評価対象専門職大学院に関する面談、授業・施設の視察及び関連資料の閲覧調査等を内容とする訪問調査により、評価を実施する。

○ 評価結果（案）

- ①教育実践大学院評価基準の基準1から基準8まで8個の基準全てを満たしている場合、「教育実践大学院評価基準に適合している。」と評価する。（評価基準については別紙2参照）
- ②教育実践大学院評価基準の基準1から基準8までの8個の基準のうち1つでも満たしていない場合は、「教育実践大学院評価基準に適合していない。」と評価する。

2. 審査委員会における審査概要

【主な審議内容】

○（経理的基礎）

事業継続性の観点から認証評価事業の収支見込みが現実的なものになっているか不透明であったが、より厳密に「評価実施に係る費用」と「経常的な費用」に分類して収支見込みを算出することを求め、認証評価を継続的に実施する財政基盤を維持していくことが可能な見込みであることを確認した。

○（評価体制）

評価委員会の委員構成について、専門的な見地から教育系大学院の評価を実施できる体制であるか不明確であったため、とりわけ教育課程に関する基準について機構が想定している体制でどのように審査を行うのかを明示することを求め、具体的な評価方法を確認した。その結果、教育系大学院の観点での審査委員を高等教育関係者から1名追加する旨の回答を得て、より深い専門的見地から審査を行える評価体制が確立される見込みであることを確認した。

○（評価基準）

教育課程にかかる評価基準に基づいて大学院の取組を評価する際、どのような根拠に基づいて確認を行うのかが明示的ではなかったため具体的な説明を求めた。結果、対象大学院の学生は多彩な学修歴や教職経験を持っており、将来のキャリアの方向性も様々であるため、それらに即した学修指導が行われていることを確認する必要がある、自己評価実施要項の13～15ページの「自己評価の根拠となる資料・データ例」に基づいて、入学から修了に至るまでの、履修状況、成績評価、学修指導等を点検する旨の回答を得て、教育課程に係る評価を適切に行うことができる見込みがあることを確認した。（自己評価実施要項については別紙3参照）

上述の点や機構から提出された各資料を踏まえ、学校教育法等で定める認証の基準をすべて満たしていることを確認した（認証の基準は別紙4）。

3. 審査委員会の結論

教育実践分野の専門職大学院の評価を行う機関として文部科学大臣が認証することが適当。

**第 10 期中央教育審議会大学分科会
認証評価機関の認証に関する審査委員会**

(臨時委員) 1 名

小林 雅之 桜美林大学総合研究機構教授

(専門委員) 4 名

市川 太一 広島修道大学名誉教授

座長 川嶋 太津夫 大阪大学高等教育・入試研究開発センター
特任教授・センター長

佐野 慶子 佐野公認会計士事務所

座長代理 前田 早苗 千葉大学国際教養学部教授

【今回の教育実践分野の専門職大学院に係る審査を行うに当たり委嘱した有識者】

(有識者) 1 名

高瀬 淳 岡山大学大学院教育学研究科教授

教育実践大学院
評価基準要綱
(専門職大学院認証評価)



令和2年10月

一般社団法人
専門職高等教育質保証機構

はじめに

平成15年に改正された学校教育法により、高度専門職業人養成に特化して、理論と実務を架橋した実践的な教育を行う専門職大学院の制度が創設されました。各専門職大学院は、それぞれの目的に応じた教育研究水準の維持向上を積極的に図るために、5年以内ごとに文部科学大臣から認証を受けた機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが義務づけられています。

この評価基準要綱は、専門職大学院の一分野である教育実践大学院の教育研究、組織運営ならびに施設設備（以下「教育研究活動等」とよびます。）の状況に関する評価について、評価の目的・性格、評価基準および評価方法を示したものです。このうち評価基準は、専門職大学院設置基準に規定されている内容を踏まえて設定されており、八つの基準から構成されています。

各基準には、教育実践大学院の教育研究活動等が評価基準に適合している旨の認定をする際に、教育実践大学院の目的に照らして教育研究活動等の状況を多面的に分析するための内容が記載されています。基準ごとに、その内容に基づいて教育研究活動等の状況を分析するための「基本的な観点」が設定されています。評価を受ける大学院には、全ての基本的な観点到に係る状況について自己評価することが求められます。専門職高等教育質保証機構（認証評価機関）においては、自己評価の結果を受けて、基準を満たしているか、優れた点や改善を要する点があるか、などの評価を行います。基準を満たしているかどうかの判断は、基本的な観点的分析状況を総合した上で、基準ごとに行われます。

評価を実施するにあたっては、教育実践大学院の個性や特徴が十分発揮できるように、大学院が有する「目的」を踏まえて行われることが重要です。したがって、八つの基準および基準ごとの基本的な観点的の多くは、大学院が自ら定めた「目的」を踏まえつつ評価が行われることを前提として、それが可能となるような構成・内容に留意してあります。

この評価基準要綱のほかに、評価の詳細な手順等を示すものとして、大学院が自己評価を行うにあたっての実施要項『自己評価実施要項』や、専門職高等教育質保証機構の評価担当者が評価を行うにあたって用いる手引書『評価実施手引書』も作成してあります。

目 次

はじめに	i
第1章 教育実践大学院認証評価について	
I 目的	1
II 基本的方針	1
第2章 評価基準	
基準1 目的および入学者選抜	3
基準2 教育課程	3
基準3 学修成果	4
基準4 教職員組織等	5
基準5 学修環境	6
基準6 教育の内部質保証システム	7
基準7 財政基盤および管理運営	7
基準8 教育情報等の公表	8
第3章 評価の実施体制・方法等	
I 実施体制	10
II 実施方法	10
III 評価結果の公表	11
IV 実施時期とスケジュール	11
V 情報公開	12
VI 評価費用	12
VII 追評価	12
VIII 評価基準等の変更手続き	12
参考資料 専門職大学院認証評価関係法令	13

第1章 教育実践大学院認証評価について

教育実践領域は、学修や教育を充実したものにしていくなかで、わが国のみならず世界的にも重要な分野の一つです。教育実践大学院は、この分野の更なる発展に貢献する人材を養成することを目的として設置された専門職大学院です。一方、専門職大学院はじめ高等教育機関は、その教育研究等の水準の維持および向上を図るために、第三者機関（認証評価機関）の評価を定期的に受けることが国際的な流れとなっています。

I 目的

一般社団法人専門職高等教育質保証機構（以下「機構」とよびます。）が、教育実践大学院を置く大学からの求めに応じて、教育実践大学院に対して実施する認証評価（以下「評価」とよびます。）は、わが国の教育実践大学院の教育研究等の水準の維持および向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として実施します。

- ① 機構が定める教育実践大学院評価基準（以下「評価基準」とよびます。）に基づいて、教育実践大学院（以下「大学院」とよびます。）を定期的に評価することによって、その教育研究活動等の質を保証すること。
- ② 大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該大学院にフィードバックすることによって、その教育研究活動等の改善・向上に資すること。
- ③ 大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくために、その教育研究活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すことによって、社会的説明責任を果たすこと。

II 基本的方針

上記の目的を達成するために、次のような基本的な方針のもとに、機構は評価を実施します。

① 評価基準に基づく評価

この評価は、機構の定めた評価基準に基づいて、大学院の教育研究活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。さらに、その結果を踏まえて、大学院設置基準をはじめ関係法令に適合しているか否かの認定を行います。

② 学修成果を中心とした評価

学生が修得すべき学修成果（ラーニング・アウトカムズ）を重視することが、高等教育の国際的な潮流となっています。この評価は、国際通用性を勘案して、学修成果を中心として大学院の教育研究活動等の総合的な状況について評価を実施します。

③ 大学院の個性の伸長に資する評価

この評価は、機構の定めた評価基準（第2章 評価基準、p. 3～8）に基づいて実施しますが、その判断にあたっては、大学院の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して大学院が有する「目的」を踏まえつつ実施します。このため、基準の設定においても、大学院の目的を踏まえた評価が行えるような配慮がされています。ここでいう「目的」とは、大学院の使命、教育上の理念・目的、養成しようとする人材像、教育研究活動等を実施する上での基本方針、達成しようとしている基本的な成果等をいいます。

④ 自己評価に基づく評価

評価は、教育研究活動等の個性化や質的充実に向けた大学院の主体的な取組を支援・促進するためのものです。このため、透明性と公平性を確保しつつ、実効あるものとして実現していくためには、機構が示す評価基準および別に定める『自己評価実施要項』に基づいて、大学院が自ら評価を行うことが重要です。機構の評価は、大学院が行う自己評価の結果（根拠として提出された資料・データ等を含みます。）を分析して、その分析結果を踏まえて実施します。

⑤ ピア・レビューを中心とした評価

大学院の教育研究活動等を適切に評価するために、大学院の教員およびそれ以外の者であって大学院の教育研究活動に関して識見を有する者によるピア・レビューを中心とした評価を実施します。

⑥ 透明性の高い開かれた評価

意見の申立て制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価とします。また、開放的で進化する評価をめざして、評価の経験や評価を受けた大学院等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ります。

第2章 評価基準

評価基準は、八つの基準から構成されています。基準ごとに、その内容を説明した上で、基本的な観点が設定されています。対象大学院には、すべての基本的な観点について自己評価することが求められます。

基準1 目的および入学者選抜

- ・大学院の目的が明確に定められており、その内容が学校教育法に適合するものであること。
- ・入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が適切に実施され、機能していること。
- ・実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

基本的な観点

1-1 大学院の目的が、明確に定められているとともに、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」という学校教育法第九十九条第二項の規定から外れるものでないか。

1-2 大学院の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

1-3 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が、適切な実施体制により公正に実施されているか。

1-4 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、または大幅に下回る状況になっていないか。その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

基準2 教育課程

- ・教育課程が理論と実践の架橋に留意しつつ、大学院の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名との関係において適切であること。
- ・教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に沿って教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学修指導法等が整備されていること。
- ・修了認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に沿って成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。
- ・修了認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を一貫性をもって策定していること。
- ・学修を進める上での履修指導が適切に行われていること。

基本的な観点

2-1 理論と実践の架橋に留意しつつ、大学院の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。教育課程の編成が、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等を反映したものになっているか。

また、教育課程が次に掲げるような事項を踏まえた内容になっているか。

- (1) 教育課程が、教育実践に必要な専門的な知識、教育に携わる専門職の現場で必要とされる独自の判断力、論理的な思考力、応用能力等を修得させるとともに、高い倫理観および国際的視野をもつ専門職業人を育成するよう適切に編成されていること。
- (2) 専門職としての資質と専門的能力を養うために、教育実践基礎、教育実践マネジメント、主体的な学びの実施を促すための教授能力の育成に関する科目を重点的かつバランスよく履修させるよう配慮がなされていること。
- (3) 基本的な内容、発展的な内容、応用・実践的な内容を取り扱う科目がそれぞれ開設されるなど、段階的な教育を行うことができるよう教育課程が編成されていること。

2-2 教育課程や教育内容の水準が、当該分野の期待に応えるものになっているか。授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものであり、当該分野の研究動向あるいは実務の経験を反映したものとなっているか。

2-3 履修科目の登録の上限設定等の取組を含め、単位の実質化への配慮がなされているか。

2-4 学生の履修に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数が、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数となっているか。

2-5 専攻分野に応じた、事例研究、現地調査、双方向・多方向に行われる討論あるいは質疑応答、その他の適切な方法により授業を行うなど、適切な配慮がなされているか。

2-6 教育課程の編成の趣旨に沿って、1年間の授業計画、授業の内容・方法等が明記された適切なシラバスが作成され、活用されているか。

2-7 学生の履修指導および学修相談・助言が、学生の多様性（履修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行われているか。

2-8 成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、それらに従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられているか。

2-9 学生の状況や各教員の授業内容、指導方法等について、教員間で情報が共有され、必要な対応が図られているか。

基準3 学修成果

- ・大学院の目的において意図している、学生が身につける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、学修成果があがっていること。
- ・実務経験を教育に反映させ、教育実践分野のリーダー養成の成果があがっていること。

基本的な観点

3-1 単位修得、修了状況、資格取得の状況等から判断して、意図している学修成果があがっているか。

3-2 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、意図している学修成果があがっているか。

3-3 修了後の進路の状況等の実績や成果から判断して、意図している学修成果があがっているか。

3-4 修了生や就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、意図している学修成果があがっているか。

基準4 教職員組織等

- ・教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- ・教員の採用および昇格等の基準が、適切に定められ、運用されていること。
- ・教育の目的を達成するための基礎となる研究活動等が行われていること。
- ・教育課程を遂行するために必要な教育支援者が適切に配置されていること。

基本的な観点

4-1 教員組織および職員組織の編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員および職員の組織編制がなされているか。

4-2 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、それらの教員のうちには、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員が、「文部科学大臣が別に定める数」（平成十五年文部科学省告示第五十三号第一条。以下同じ。）以上置かれているか。

- ① 専攻分野について、教育上または研究上の業績を有する者
- ② 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- ③ 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者

4-3 教員の過去5年間における教育上または研究上の業績等、各教員がその担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検・評価の結果の公表その他の方法で開示されているか。

4-4 専任教員のうち、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（以下、実務家教員とよぶ。）が、「文部科学大臣が別に定める数」のおおむね3割以上に相当する人数^{注1}が置かれているか。

4-5 実務家教員が、それぞれの実務経験との関連が認められる授業科目を担当しているか。教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授または准教授が配置されているか。

4-6 大学院の目的に応じて教員組織の活動をより活性化するための適切な措置^{注2}が講じられているか。

4-7 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、運用されているか。特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。

4-8 教員の教育研究活動に関する評価が定期的に行われ、それによって把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

4-9 教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。教育支援者の活動について、定期的に自己点検・評価が行われ、その結果に適切に対応されているか。

基準5 学修環境

- ・教育研究組織および教育課程に対応した施設・設備ならびに図書、学術雑誌等の教育研究上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。
- ・学生相談・助言体制等の学修支援および学生の経済支援等が適切に行われていること。
- ・教育活動等を適切に遂行できる財政的基礎を有していること。
- ・大学院の目的を達成するために必要な管理運営のための組織および事務組織が整備され、機能していること。

基本的な観点

5-1 教育研究組織および教育課程に対応した施設・設備^{注3}が整備され、有効に活用されているか。

5-2 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

5-3 自主的学修環境^{注4}が十分に整備され、効果的に利用されているか。

5-4 学生が在学期間中に課程の履修に専念できるように、学生の経済的支援および修学や学生生活に関する相談・助言など、支援体制が整備されているか。

5-5 学生支援の一環として、学生がその能力および適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言が適切に行われているか。

5-6 特別な支援が必要と考えられる者^{注5}への学修支援、生活支援等が適切に行われているか。

基準6 教育の内部質保証システム

- ・教育の状況等について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- ・教職員等に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

基本的な観点

6-1 学生受入の状況、教育の状況および成果や効果について、根拠となる資料・データ等に基づいて、自己点検・評価が組織的に行われているか。

6-2 学生からの意見聴取^{注6}が行われ、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

6-3 学外関係者^{注7}の意見や専門職域に係わる社会のニーズが、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

6-4 自己点検・評価の結果がフィードバックされ、教育の質の改善・向上のための取組が組織的に行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

6-5 個々の教員は、自己点検・評価の結果に基づいて、それぞれの教育研究の質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

6-6 ファカルティ・ディベロップメントやスタッフ・ディベロップメント^{注8}について、学生や教職員のニーズが反映され、組織として適切な方法で実施されているか。特に、実務家教員の教育上の指導能力の向上および研究者教員の実務上の知見の充実に努めているか。

6-7 ファカルティ・ディベロップメントやスタッフ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結びついているか。

基準7 財務基盤および管理運営

- ・適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適切に実施されていること。
- ・管理運営体制および事務組織が適切に整備され、機能していること。
- ・大学院の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価^{注9}が実施されるとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

基本的な観点

7-1 大学院の目的に沿った教育研究活動を適切に遂行できる財政的基礎を有し、経常的収入が継続的に確保されているか。

7-2 大学院の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定・履行されているか。

7-3 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適切に実施されているか。

7-4 管理運営のための組織および事務組織が、大学院の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

7-5 管理運営のための組織および事務組織が、大学院の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

7-6 管理運営のための組織および事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質向上のための取組が組織的に行われているか。

7-7 大学院の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。また、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

基準8 教育情報等の公表

大学院の教育研究活動についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

基本的な観点

8-1 大学院の目的が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員および学生）に周知されているか。

8-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）および修了認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が適切に公表、周知されているか。

8-3 成績評価基準や修了認定基準が学生に周知されているか。

8-4 自己点検・評価の結果が大学院内および社会に対して広く公開されているか。

8-5 教育研究活動についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

〔注〕

- 注1 3割に3分の2を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内の人数については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。
- 注2 例えば、サバティカル（研究専念期間）制度、任期制、公募制、テニユア（終身在職権）制度等の導入、年齢および性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保等が考えられる。
- 注3 例えば、講義室、演習室、実習室、情報機器室、教員室等が考えられる。
- 注4 例えば、自習室、グループ討論室等が考えられる。
- 注5 例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。
- 注6 例えば、授業評価、満足度評価、学修環境評価等が考えられる。
- 注7 当該大学院の教職員以外の者をさす。例えば、修了生、就職先等の関係者等が考えられる。
- 注8 「大学設置基準等の一部を改正する省令」（平成28年文部科学省令第18号）が平成28年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行される。この改正では、すべての大学等に、その職員が大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質向上をさせるための研修（スタッフ・ディベロップメント）の機会を設けることを求めている（大学院設置基準第43条関係）。専門職大学院については、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第42条第1項の規定により大学院設置基準に係る規定が適用され、大学院と同様の扱いとなる。また、「職員」には、事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等も含まれる。
- 注9 基準6「教育の内部質保証システム」では、教育活動についての自己点検・評価システムを評価するが、本基準においては、大学院の活動の総合的な状況に関して自己点検・評価を行い、継続的に改善を行うための体制が整備され、適切に機能しているかを評価する。

第3章 評価の実施体制・方法等

この評価は、申請のあった教育実践大学院（専門職大学院）（以下「対象大学院」とよびます。）を対象として実施するものです。評価の最初のステップは、対象大学院における自己評価です。対象大学院は、別に定める『自己評価実施要項』に従って、自己評価を実施します。その結果を自己評価書としてまとめて、機構に提出します。自己評価は、第2章 評価基準（p. 3～8）に示した八つの基準ごとに、その内容および基本的な観点に沿って実施します。対象大学院には、原則として、全ての「基本的な観点」に係る状況を分析、整理することが求められます。さらに、優れた点、改善を要する点などを評価して、記述します。

機構における評価は、対象大学院から提出された自己評価書を分析することによって行われます。

I 実施体制

評価の実施にあたっては、教育実践大学院に関して高く広い見識を有する大学関係者、当該専門分野の関係者ならびに高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者から構成される教育実践大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」とよびます。）を設置します。評価委員会委員は、専門職高等教育質保証機構の理事会の議を経て、決定します。

評価委員会は、次の事項を審議し、決定します。

- ① 評価基準および評価方法その他評価に必要な事項の制定、改訂および変更
- ② 認証評価報告書（以下「評価報告書」とよびます。）の作成

機構が実施する評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を行う必要があります。このために、評価委員会委員が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるように、評価の目的、内容および方法等について十分な研修を実施します。機構においては、このように十分な研修を受けた評価委員会委員が評価を実施します。

II 実施方法

対象大学院における自己評価の状況を踏まえて、基準ごとに、その基準を満たしているかどうかの判断を行い、その理由を明らかにします。基準は、いくつかの内容に分けて規定されており、これらを踏まえて基本的な観点が設定されています。基準を満たしているかどうかの判断は、その個々の内容ごとに行うのではなく、基本的な観点を分析の状況を含めて総合した上で、基準ごとに行います。

基準を満たしている場合であっても、さらに改善の必要が認められる場合や、基準を満たしているもののうち、その取組や成果が優れていると判断される場合には、その旨の指摘を行います。

八つの基準の全てを満たしている場合に、大学院が当機構の評価基準を満たしていると認め、その旨を公表します。また、一つでも満たしていない基準があれば、全体として評価基準を満たしていないものとして、その旨を公表します。

1. 評価方法

評価は、書面調査および訪問調査により実施します。書面調査は、別に定める『評価実施手引

書』に沿って、大学院から提出された自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含みます。）および機構が独自に調査・収集する資料・データ等の分析を行います。訪問調査は、別に定める『評価実施手引書』に沿って、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施します。これらの調査、分析結果を基に、評価委員会において審議し、評価結果（案）が取りまとめられます。

2. 意見の申立てと評価結果の確定

評価結果は、大学院における教育研究活動等の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおいて透明性を確保するだけでなく、その正確性を確保する必要があります。このため、評価結果を確定する前に、評価結果（案）を対象大学院に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設けます。意見の申立てがあった場合には、評価委員会において再度審議を行い、評価結果を確定します。

意見の申立てのうち、基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会の下に意見申立審査会を設け、審議を行います。その議を踏まえて、評価委員会において最終的な決定を行います。

Ⅲ 評価結果の公表

評価結果は、評価報告書として公表します。評価報告書は、対象大学院およびその設置者に提供します。また、印刷物の刊行およびウェブサイト（<https://qaphe.com/>）への掲載等により、広く社会に公表します。評価結果の公表の際には、評価の透明性を確保するため、大学院から提出された自己評価書（根拠として別添で提出された資料・データ等を除きます。）を機構のウェブサイトに掲載します。

Ⅳ 実施時期とスケジュール

評価を希望する大学院は、評価の実施を希望する前年度の12月末までに、別に定める様式に従って、機構に申請することが必要です。教育実践大学院は、開設後5年以内に初回の評価を受け、以降は5年以内に次の評価を受けることが義務づけられています。なお、追評価（Ⅶ 追評価、p. 9）を受けた大学院に関する次の評価の時期は、当該追評価の時期からではなく、本評価の時期から起算するものとします。

大学院から評価の申請受付から、評価結果を公表するまでのプロセス・スケジュールは、下記のとおりです。

評価申請年度	12月末	評価の申請受付締切
	1～2月	対象大学院の自己評価担当者等に対する研修の実施
評価実施年度	8月末	対象大学院から自己評価書の提出締切
	9月～	書面調査および訪問調査の実施
	12月末	評価結果を確定する前に対象大学院に通知
	1月末	対象大学院からの意見申立ての受付締切
	3月上旬	評価結果の確定、公表

V 情報公開

機構は、社会と大学院の双方に開かれた組織であるとともに、評価については、常により良いシステムとなるよう、透明性・客観性を高めることが求められています。このことから、評価基準、評価方法、評価の実施体制等の学校教育法施行規則第百六十九条第一項に規定する事項を公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限り、ウェブサイトへの掲載等適切な方法により提供します。

VI 評価費用

評価を実施するに当たっては、別に定めるところにより、評価手数料を徴収します。

VII 追評価

評価基準を満たしていないと判断された場合には、評価実施年度の翌々年度までであれば、別に定める手続に従って、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができます。この追評価において当該基準を満たしていると判断された場合には、先の評価と併せて、全体として評価基準を満たしているものと認め、その旨公表します。

VIII 評価基準等の変更手続き

機構は、評価を受けた大学院や、評価を行った評価担当者、その他関係者の意見を踏まえて、適宜基準等の改善を図り、開放的で進化する評価システムの構築に努めます。評価基準や評価方法その他評価に必要な事項を変更する場合には、事前に関係者に対し、意見照会を行うなど、その過程の公正性および透明性を確保しつつ、評価委員会において審議し、決定します。

参考資料 専門職大学院認証評価関係法令

○学校教育法（抄）（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）

第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

3 専門職大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、その高度の専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。

第百条～第百八条（略）

第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けようとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

3 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けようとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

4 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従つて行うものとする。

5 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。

6 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。

7 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

第百十条 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。

一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。

二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。

三 第四項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。

四～五（略）

六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

3 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。

- 4 認証評価機関は、認証評価を行つたときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。
- 5～6 (略)

○**学校教育法施行令（抄）**（昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号）

第四十条 法第百九条第二項（法第七十条の十において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は七年以内、法第百九条第三項の政令で定める期間は五年以内とする。

○学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令
(抄) (平成十六年三月十二日文部科学省令第七号)

(法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目)

(この省令は、平成三十年四月一日から施行する。)

第一条 学校教育法(以下「法」という。)第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法並びに大学(大学院を含み、短期大学を除く。)に係るものにあつては大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)、大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)、大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)及び専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)に、短期大学に係るものにあつては短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)及び短期大学通信教育設置基準(昭和五十七年文部省令第三号)に、それぞれ適合していること。
 - 二 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。
 - 三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。
 - 四 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析、大学の教育研究活動等の状況についての実地調査並びに高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。
 - 五 法第百九条第六項に規定する適合認定を受けられなかった大学その他の認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況(改善が必要とされた事項に限る。)について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。
- 2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
- 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
 - イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。
 - ロ 教員組織に関すること。
 - ハ 教育課程に関すること。
 - 二 施設及び設備に関すること。
 - ホ 事務組織に関すること。
 - へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受け入れに関する方針に関すること。
 - ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
 - チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。
 - リ 財務に関すること。
 - ヌ 前号イからリに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。
- 二 前号イに掲げる事項については、重点的に認証評価を行うこととしていること。
- 三 設置計画履行状況等調査(大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成十八年文部科学省令第十二号)第十四条に規定する調査をいう。)の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を把握することとしていること。
- 四 評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。
- 3 第一項に定めるもののほか、法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
- 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
 - イ 教員組織に関すること。

ロ 教育課程に関すること（教育課程連携協議会（専門職大学設置基準第十一条若しくは専門職短期大学設置基準第八条又は専門職大学院設置基準第六条の二に規定する教育課程連携協議会をいう。）に関することを含む。）。

ハ 施設及び設備に関すること。

ニ 学修の成果に関すること（進路に関することを含む。）。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。

二 評価方法に、当該専門職大学等若しくは専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であつて、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの（次号において「関連職業団体関係者等」という。）及び高等学校、地方公共団体その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。

三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、関連職業団体関係者等の意見聴取を行うこと。

第二条 法第一百条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 大学の教員及びそれ以外のものであつて大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第九十九条第三項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。

二 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないような必要な措置を講じていること。

三 認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。

四 大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとしていること。

五 法第九十九条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せ行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。

六 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第九十九条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せ行う場合においては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。

第三条 法第一百条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十一条の五第一項第一号から第八号までに規定する事項を公表することとしていること。

二 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。

三 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。

2 前項に定めるもののほか、法第九十九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証基準に係る法第一百条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があつたときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。

教育実践大学院
自己評価実施要項
(専門職大学院認証評価)



令和2年10月

一般社団法人
専門職高等教育質保証機構

はじめに

平成15年に改正された学校教育法により、高度専門職業人養成に特化して、理論と実務を架橋した実践的な教育を行う専門職大学院の制度が創設されました。各専門職大学院は、その目的に応じた教育研究水準の維持向上を積極的に図るため、5年以内ごとに文部科学大臣から認証を受けた機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが義務づけられています。

一般社団法人専門職高等教育質保証機構の教育実践大学院認証評価（専門職大学院認証評価）は、大学院の教育研究水準の維持および向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するために行うものであり、大学院の個性や特徴が十分発揮できるよう、それぞれの大学院が有する「目的」を踏まえつつ実施します。

この自己評価実施要項は、機構の定める評価基準に基づいて、対象大学院が評価を受ける際に行う自己評価の方法等について記載したもので、四つの章から構成されています。「第1章 教育実践大学院認証評価について」には、機構の実施する教育実践大学院認証評価の目的や基本的な方針・内容等が記載されています。「第2章 自己評価の方法等」および「第3章 自己評価書の作成および提出方法」には、対象大学院が行う自己評価の具体的な方法や自己評価書の作成方法および提出方法等が記載されています。「第4章 追評価について」には、「評価基準を満たしていない」と判断された大学院に対して実施される追評価の方法等が記載されています。

評価を受ける大学院においては、この自己評価実施要項をもとに適切かつ効果的な自己評価を実施してください。

目 次

はじめに	i
第1章 教育実践大学院認証評価について	
I 目的	1
II 基本的方針	1
III 実施内容および方法	2
IV 評価結果の公表	3
V 実施時期とスケジュール	3
VI 追評価	4
VII 教育課程または教員組織の変更報告	4
第2章 自己評価の方法等	
I 大学院の目的の記載	5
II 基準1～8の自己評価	5
III 自己評価のプロセス	6
第3章 自己評価書の作成および提出方法	
I 自己評価結果等の記述要領	8
II 自己評価書の提出方法	9
第4章 追評価について	
I 追評価の実施時期	11
II 追評価の自己評価の方法等、自己評価書の作成および提出方法	11
別紙1 教育実践大学院認証評価の全体像	12
別紙2 自己評価の根拠となる資料・データ等の例示	13
別紙3 大学院現況票について	23
別紙4 教育研究実績票について	24
別紙5 新型コロナウイルス感染症対応について	25
参考資料 評価報告書イメージ	26

第1章 教育実践大学院認証評価について

教育実践領域は、学修や教育を充実したものにしていく点で、わが国のみならず世界的にも重要な分野の一つです。教育実践大学院は、この分野の更なる発展に貢献する人材を養成することを目的として設置された専門職大学院です。一方、専門職大学院はじめ高等教育機関は、その教育研究等の水準の維持および向上を図るために、第三者機関（認証評価機関）の評価を定期的に受けることが国際的な流れとなっています。

この章では、一般社団法人専門職高等教育質保証機構（以下「機構」とよびます。）が、教育実践大学院に対して実施する認証評価（以下「評価」とよびます。）の基本的な内容等について説明してあります。

I 目的

機構が、教育実践大学院を置く大学からの求めに応じて、教育実践大学院に対して実施する評価においては、わが国の教育実践大学院の教育研究等の水準の維持および向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として実施します。

- ① 機構が定める教育実践大学院評価基準（以下「評価基準」とよびます。）に基づいて、教育実践大学院（以下「大学院」とよびます。）を定期的に評価することによって、その教育研究活動等の質を保証すること。
- ② 大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該大学院にフィードバックすることによって、その教育研究活動等の改善・向上に資すること。
- ③ 大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくために、その教育研究活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すことによって、社会的説明責任を果たすこと。

II 基本の方針

上記の目的を達成するために、次のような基本の方針に基づいて、機構は評価を実施します。

① 評価基準に基づく評価

この評価は、機構の定めた評価基準に基づいて、大学院の教育研究活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。さらに、その結果を踏まえて、大学院設置基準をはじめ関係法令に適合しているか否かの認定を行います。

② 学修成果を中心とした評価

学生が修得すべき学修成果（ラーニング・アウトカムズ）を重視することが、高等教育の国際的な潮流となっています。この評価は、国際通用性を勘案して、学修成果を中心として大学院の教育研究活動等の総合的な状況について評価を実施します。

③ 大学院の個性の伸長に資する評価

この評価は、機構の定めた評価基準（『評価基準要綱』第2章 評価基準、p. 3～8）に基づいて実施しますが、その判断にあたっては、大学院の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して大学院が有する「目的」を踏まえつつ実施します。このため、基準の設定においても、大学院の目的を踏まえた評価が行えるような配慮がされています。ここでいう「目的」とは、大学院の使命、教育上の理念・目的、養成しようとする人材像、教育研究活動等を実施する上での基本方針、達成しようとしている基本的な成果等をいいます。

④ 自己評価に基づく評価

評価は、教育研究活動等の個性化や質的充実に向けた大学院の主体的な取組を支援・促進するためのものです。このため、透明性と公平性を確保しつつ、実効あるものとして実現していくためには、機構が示す評価基準およびこの『自己評価実施要項』に基づいて、大学院が自ら評価を行うことが重要です。機構の評価は、大学院が行う自己評価の結果（根拠として提出された資料・データ等を含みます。）を分析し、その結果を踏まえて実施します。

⑤ ピア・レビューを中心とした評価

大学院の教育研究活動等を適切に評価するために、大学院の教員およびそれ以外の者であって大学院の教育研究活動に関して識見を有する者によるピア・レビューを中心とした評価を実施します。

⑥ 透明性の高い開かれた評価

意見の申立て制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価とします。また、開放的で進化する評価をめざして、評価の経験や評価を受けた大学院等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ります。

Ⅲ 実施内容および方法

この評価は、対象大学院の教育研究活動や管理運営および財務等の総合的な状況について、機構の定める評価基準に基づいて実施されます。評価基準は、八つの基準から構成され、基準ごとに、その内容に関連した複数の「基本的な観点」が設定されています。

1. 評価プロセスの概要

評価は、対象大学院における**自己評価**と、その自己評価結果に基づいた**機構における評価**の二つのプロセスにより、実施されます。

① 大学院における自己評価

評価の最初のステップは、大学院における自己評価です。大学院は、この『自己評価実施要項』に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成します。自己評価は、八つの基準ごとに、その内容および基本的な観点到に沿って実施します。対象大学院には、原則として、全ての「基本的な観点」に係る状況を分析、整理することが求められます。さらに、基準に係る状況の記述の中から、大学院の目的に照らして優れた点や改善を要する点等を抽出して、記述します。

② 機構における評価

基準ごとに、自己評価の状況を踏まえ、その基準を満たしているかどうかの判断を行い、理由を明らかにします。基準は、いくつかの内容に分けて規定されており、これらを踏まえて基本的な観点が設定されています。基準を満たしているかどうかの判断は、その個々の内容ごとに行うのではなく、基本的な観点の分析の状況を含めて総合した上で、基準ごとに行います。

基準を満たしている場合であっても、さらに改善の必要が認められる場合や、基準を満たしているもののうち、その取組や成果が優れていると判断される場合には、その旨の指摘を行います。

八つの基準の全てを満たしている場合に、大学院が当機構の評価基準を満たしていると認め、その旨を公表します。また、一つでも満たしていない基準があれば、全体として評価基準を満たしていないものとして、その旨を公表します。

2. 評価方法

評価は、書面調査および訪問調査により実施します。書面調査は、別に定める『評価実施手引書』に基づいて、大学院から提出された自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含みます。）および機構が独自に調査・収集する資料・データ等の分析を行います。訪問調査は、別に定める『評価実施手引書』に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施します。これらの調査、分析結果を基に、評価委員会において審議して、評価結果（案）が取りまとめられます。

3. 意見の申立てと評価結果の確定

評価結果は、大学における教育研究活動等の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおいて透明性を確保するだけでなく、その正確性を確保する必要があります。このため、評価結果を確定する前に、評価結果（案）を対象大学院に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設けます。意見の申立てがあった場合には、評価委員会において再度審議を行い、評価結果を確定します。

意見の申立てのうち、「基準を満たしていない」との判断に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会の下に意見申立審査会を設け、審議を行います。その議をふまえて、評価委員会において最終的な決定を行います。

IV 評価結果の公表

確定した評価結果は、認証評価報告書（以下「評価報告書」とよびます。）として公表します。評価報告書は、対象大学院およびその設置者に提供します。また、印刷物の刊行およびウェブサイト（<https://qaphe.com/>）への掲載等により、広く社会に公表します。評価結果の公表の際には、評価の透明性を確保するため、大学院から提出された自己評価書（根拠として別添で提出された資料・データ等を除きます。）を機構のウェブサイトに掲載します。

V 実施時期とスケジュール

評価を希望する大学院は、評価の実施を希望する前年度の12月末までに、別に定める様式に従って、機構に申請することが必要です。教育実践大学院は、開設後5年以内に初回の評価を受け、以降は5年以内に次の評価を受けることが義務づけられています。なお、追評価を受けた大学

院に関する次の評価の時期は、当該追評価の時期からではなく、本評価の時期から起算するものとします。

大学院から評価の申請を受け付けてから評価結果を公表するまでのプロセス・スケジュールは、下記のとおりです。評価全体のスケジュールは、別紙1 教育実践大学院認証評価の全体像 (p. 12) に示すとおりです。

評価申請年度	12月末	評価の申請受付締切
	1～2月	対象大学院の自己評価担当者等に対する研修の実施
評価実施年度	8月末	対象大学院から自己評価書の提出締切
	9月～	書面調査および訪問調査の実施
	12月末	評価結果を確定する前に対象大学院に通知
	1月末	対象大学院からの意見申立ての受付締切
	3月上旬	評価結果の確定、公表

VI 追評価

「評価基準を満たしていない」と判断された場合には、評価実施年度の翌々年度までであれば、別に定める手続（第4章 追評価について、p. 11）に従って、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができます。この追評価において当該基準を満たしていると判断された場合には、先の評価と併せて、全体として評価基準を満たしているものと認め、その旨公表します。

VII 教育課程または教員組織の変更報告

専門職大学院は、文部科学省令〔文部科学省令第七号（平成十六年三月十二日）第三条第二項、『評価基準要綱』参考資料 専門職大学院認証評価関係法令 p. 13〕により、次の認証評価を受ける前に、教育課程または教員組織に重要な変更があった場合には、この状況を機構に報告してください。報告の内容は、大学院の意見を聴いた上で、公表することもあります。

第2章 自己評価の方法等

教育実践大学院認証評価は、評価基準に基づいて、大学院の教育研究活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。基準の内容は、大学院の個性や特色が十分に発揮できるように、大学院が有する目的を踏まえて、教育研究活動等に関する評価を行うよう配慮されています。したがって、評価の実施にあたっては、対象大学院が目的を明示することが必要です。機構が評価を実施するにあたっては、各基準において、この目的を踏まえることにより大学院の個性や特色が評価に反映されることになります。

I 大学院の目的の記載

大学院の目的とは、大学院設置基準第一条の二において定めることとされている目的をさします。すなわち、この評価における「目的」とは、大学院の使命、教育上の理念・目的、養成しようとする人材像、教育研究活動等を実施する上での基本方針、達成しようとしている基本的な成果等をいいます。目的の記載にあたっては、このことを踏まえて、大学院が現在周知・公表している目的、およびその目的から派生する内容も含めて、大学院の個性や特色が活かされるよう考慮してください。なお、大学院の「目的」という名称で明文化されていない場合であっても、教育上の理念・目的、養成しようとする人材像等を定めている場合には、それを記載してください。

II 基準1～8の自己評価

自己評価は、評価基準に示された1～8の基準ごとに、(1) 観点ごとの分析、(2) 優れた点および改善を要する点の記述、(3) 概要の記述の流れで行います。自己評価では、基準を満たしているかどうかの判断を行う必要はありません。

機構における評価では、基準ごとに、大学の目的を踏まえて基準を満たしているかどうかの判断を行います。機構における基準を満たしているかどうかの判断は、基準における全ての観点の分析状況を総合して行いますので、一部に「問題がある」と分析された観点があっても、これが直ちに当該基準を満たしていないとの判断に結びつくわけではありません。

1. 観点ごとの分析

基準ごとの自己評価を実施する際には、まず、基準ごとに示された基本的な観点に従って、大学院の教育研究活動等を分析する必要があります。基本的な観点は、当該基準を満たしているかどうかを判断するための重要な要素となりますので、自己評価においては、全ての基本的な観点に係る状況の分析を行ってください。基本的な観点の分析にあたっては、観点ごとに、「**観点に係る状況**」、「**分析結果とその根拠理由**」を記述してください。

「**観点に係る状況**」については、目的との関連を踏まえて、自己評価書提出時までの間の自己評価が可能な現在の状況を記述してください。この際、取組や活動の内容等の客観的事実を具体的に記述してください。当該観点の状況が明確になるように、現在に至るまでの経緯や過去の状況も含めるなど、根拠となる資料・データ等を示しつつ、それぞれの状況に応じた適切な記述が肝要です。

根拠となる資料・データが示されることなく、次のような記述は、具体的ではない例となりますので、ご注意ください。

- ・学生による授業評価の結果を踏まえて、授業改善を実施している。
- ・評価結果を改善に活かしている。
- ・活発に活動している。
- ・多くの成果を上げている。
- ・高く評価されている。
- ・学生の満足度が高い。

各観点に関して、大学院がその目的を達成するための具体的な目標や計画を有している場合には、その内容を明らかにした上で、状況の分析を行うことにより、評価に目標等の達成状況を反映させることが可能です。それにより対象大学院の個性や特色を表すこともできます。

「分析結果とその根拠理由」は、「観点到係る状況」についての分析結果（自己評価による分析結果）を分かりやすく明確に記述するとともに、それを導いた理由を、「観点到係る状況」に記載した取組や活動の内容等の客観的事実を摘示しつつ記述してください。

別紙2 自己評価の根拠となる資料・データ等例 (p. 13~22) には、基本的な観点到従って分析を行う際に必要と考えられる資料・データ等を例示してありますので、大学院の特性や状況等を踏まえて、適宜参考にしてください。このほか、大学院の目的や状況等に応じて、独自の資料・データ等を利用することも可能です。

前記の自己評価の根拠となる資料・データ等に加えて、**別紙3 大学院現況票**について (p. 23) および**別紙4 教育研究実績票** (p. 24) に沿って、それぞれ**大学院現況票**（平均入学定員充足率計算表を含みます。）および**教育研究実績票**を作成して、自己評価の際には、それらを根拠となる資料・データ等の一つとして用いて、分析を行ってください。

2. 優れた点および改善を要する点の記述

基準ごとに、観点到分析の中から、目的に照らして、特に重要と思われる点を「優れた点」あるいは「改善を要する点」として抽出して、記述してください。なお、抽出する点がない場合は、「該当なし」と記述してください。

3. 概要の記述

基準ごとに、観点到分析を整理し、当該基準全体に係る自己評価の概要を記述してください。概要は、当該基準全体の自己評価の状況を社会に分かりやすく示すために、機構が実施した評価の結果の報告書（以下「評価報告書」とよびます。）に原則として原文のまま転載します。対象大学院においては、そのことに留意し、自己評価書との整合性を確認した上で、記述してください。

III 自己評価のプロセス

この評価では、対象大学院が行う自己評価が重要な位置を占めています。対象大学院においては、機構の定める評価基準に基づいて、自己評価を実施してください。自己評価のプロセスは、次ページ図のとおりです。

I 大学院の目的の記載【第2章 I p. 5】



II 基準1～8の自己評価【第2章 II p. 5】

- (1) 観点ごとの分析（基準ごと）
 - 観点に係る状況：現在の活動状況等を記述
 - 分析結果とその根拠理由：「観点に係る状況」についての分析結果とそれを導いた理由を記述
- (2) 優れた点および改善を要する点の記述（基準ごと）
- (3) 概要の記述（基準ごと）



III 自己評価書の作成【第3章 p. 8】

「大学院の現況および特徴」「大学院の目的」「基準ごとの自己評価」で構成

第3章 自己評価書の作成および提出方法

自己評価書は、「Ⅰ 大学院の現況および特徴」、「Ⅱ 大学院の目的」および「Ⅲ 基準ごとの評価」で構成されます。自己評価書は、下記の「Ⅰ 自己評価結果の記述要領」に沿って、作成してください。

Ⅰ 自己評価結果等の記述要領

1. 大学院の現況および特徴

大学院の現況および特徴は、機構において評価を実施する際の参考とするとともに、評価報告書に原則として原文のまま掲載し、社会に分かりやすく紹介するためのものです。この趣旨を踏まえ、以下の内容構成によって、2,000字以内で簡潔に記述してください。

(1) 現況

- ① **大学院名**：大学院の名称を記述してください。
 - ② **所在地**：大学院の所在地とし、都道府県、区市町村名まで記述してください。
 - ③ **学生数および教員数**：申請年度5月1日現在の、学部・研究科等の学生数および教員数（内数として実務家教員数）を記述してください。教員数については、休職や長期海外渡航者を除く専任教員（教授、准教授、講師、助教）および助手の現員数を記述してください。
- (2) **特徴**：大学院の沿革・理念を踏まえて、目的の背景となる考え方等も含めて、大学院の特徴が表れるように記述してください。

2. 大学院の目的

第2章 Ⅰ 大学院の目的の記載（p. 5）に沿って、大学院の目的を2,000字以内で記載してください。記載内容は、原則として原文のまま、評価報告書に掲載し公表します。

3. 基準ごとの自己評価

第2章 Ⅱ 基準1～8の自己評価（p. 5～6）に沿って、基準ごとに「**観点ごとの分析**」と「**優れた点および改善を要する点**」を合わせて5,000字以内を字数の制限目安として記述してください。その上で、基準ごとに基本的な観点の数が異なりますので、基準ごとの字数の制限目安を踏まえて、基準1から基準8までの「**観点ごとの分析**」と「**優れた点および改善を要する点**」を合わせて、全体で30,000字以内（字数制限）で調整して記述してください。なお、根拠となる資料・データ等は、字数制限外とします。

「**自己評価の概要**」については、基準ごとに1,000字以内を字数の制限目安として記述してください。その上で、基準ごとの字数の制限目安を踏まえつつ、全体で8,000字以内（字数制限）で調整して記述してください。「自己評価の概要」の記述内容は、原則として原文のまま、評価報告書に掲載し公表します。

4. 根拠となる資料・データ等の示し方

資料・データ等は、原則として、「**観点到る状況**」の本文中に記述した状況説明等との関係が容易に確認できる位置（コピーの貼付や差込でも構いません。）に記載してください。その際、資料・データ等を記載することにより本文が読みにくくなることのないように、本文中に記載する資料・データ等は必要最小限としてください。なお、自己評価書（下記の別添で提出され

た資料・データ等を除きます。)は、機構のウェブサイトに掲載しますので、とくに不開示情報や著作物等について留意が必要です。

本文中に記載することで読みにくくなる場合、または不開示情報や著作物等公表に相応しくない場合には、別添として記載してください。この場合においても、自己評価書に記載している内容を確認するのに必要な箇所のコピー等を別添とするなど、必要最小限としてください。

資料・データ等の記載にあたり、下記の事項にご留意ください。

- ① 本文中または別添の資料・データ等には、その名称や出典(該当ページ番号を含めて)を必ず明記してください。ウェブサイトのURLを引用する場合には、該当箇所に直接アクセスできるURLを明記してください。
- ② 縮小して貼付する場合等には、内容が明確に判別できるように配慮してください。判別の困難な資料・データ等については、再提出していただく場合もありますので、注意してください。
- ③ 資料・データ等には、対象大学院で作成した自己点検・評価報告書や外部検証(評価)報告書の該当部分等も活用できます。
- ④ 機構において、評価を実施するにあたり、資料・データ等が不足していると判断される場合には、関係資料の追加提出を求めることがあります。
- ⑤ 資料・データ等を、本文中や別添として記載できない場合は、別途機構にご相談ください。
- ⑥ **別紙2 自己評価の根拠となる資料・データ等例**(p. 13~22)に、根拠となる資料・データ等の例示が掲載されていますので、適宜参考にしてください。
- ⑦ 自己評価の根拠となる資料・データ等として、**別紙3 大学院現況票について**(p. 23)および**別紙4 教育研究実績票について**(p. 24)に沿って、それぞれ**大学院現況票**(平均入学定員充足率計算表を含みます。)および**教育研究実績票**を作成してください。

II 自己評価書の提出方法

自己評価書は、紙媒体を6部、電子媒体(MS-Word版)を1部提出してください。**根拠となる資料・データ等を別添とする場合には、当該別添資料を6部提出してください。**

大学院現況票(平均入学定員充足率計算表を含みます。)および**教育研究実績票**は、当該別添とする資料・データ等とは別に、紙媒体(両面印刷)を6部、電子媒体(MS-Excel版)を1部提出してください。

電子媒体を提出する際には、次の点に注意してください。

- ① 電子データを保存した、CD-R、DVD-R、USBメモリーのいずれかを提出してください。
- ② 外字は使用しないでください。
- ③ 漢字コードは、原則としてJIS第1、第2水準の範囲で使用してください。
- ④ 機種に依存する文字は、できる限り使用しないでください。
(例) 単位記号、省略文字、囲み数字等
- ⑤ 人名等でJIS第1、第2水準にない漢字は、代替文字もしくは、かな書きとしてください。

1. 提出締切および提出先

提出締切 令和3年8月31日必着

提出先 〒106-0032 東京都港区六本木6-2-33
六本木ヒルズノースタワーアネックス3F
一般社団法人専門職高等教育質保証機構

2. その他の留意事項

- ① 提出された書類に記述等の不備がある場合には、再提出または追加提出を求めることがあります。
- ② 評価報告書に原則として原文のまま掲載される「大学院の現況および特徴」、「大学院の目的」、基準1～8の「自己評価の概要」については、指定した分量を超える場合には、再提出を求めることがあります。

第4章 追評価について

評価基準を満たしていないと判断された場合には、評価実施年度の翌々年度までであれば、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができます。この追評価において、当該基準を満たしていると判断された場合には、先の評価と併せて、全体として評価基準を満たしているものと認め、その旨公表します。

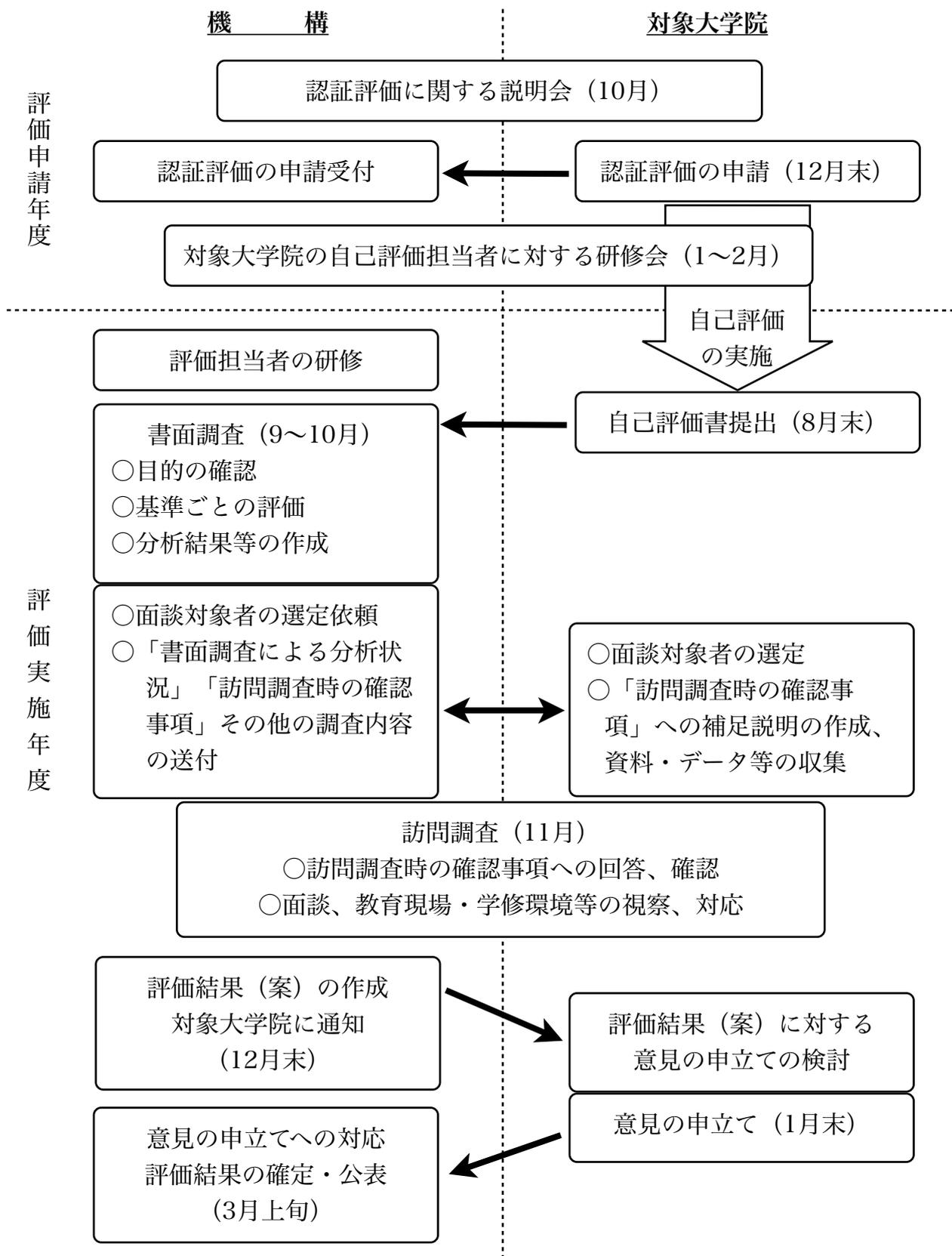
I 追評価の実施時期

9月末	追評価の申請受付締切
10月末	対象大学院から自己評価書の提出締切
11月～	書面調査および必要に応じて訪問調査の実施
1月下旬	評価結果を確定する前に対象大学院に通知
2月下旬	対象大学院からの意見申立ての受付締切
3月下旬	評価結果の確定、公表

II 追評価の自己評価の方法等、自己評価書の作成および提出方法

追評価は、原則として、本評価と同様の評価基準および評価方法により、満たしていないと判断された基準の自己評価を行ってください。その分析結果を自己評価書として作成、提出してください。

別紙1 教育実践大学院認証評価の全体像



別紙2 自己評価の根拠となる資料・データ例

ここには、基本的な観点について分析を行う際に必要と考えられる資料・データ等を例示してあります。これらはいくまでも例示であり、必ずしも全く同じ資料・データ等を要求するものではありません。対象大学院の目的や状況等に応じた資料・データ等を用意してください。

また、別紙3 大学院現況票について (p. 19) および別紙4 教育研究実績票 (p. 20) に沿って、それぞれ大学院現況票 (平均入学定員充足率計算表を含みます。) および教育研究実績票を作成して、提出してください。

基準1 目的および入学者選抜

1-1 大学院の目的が、明確に定められているとともに、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培う」という学校教育法第九十九条第二項の規定から外れるものでないか。

- ・学則等の該当箇所

1-2 大学院の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針 (アドミッション・ポリシー) が明確に定められているか。

- ・入学者受入方針 (アドミッション・ポリシー) の本文および記載されている入試説明会時の資料、学生募集要項等刊行物の該当箇所
- ・入学者受入方針 (アドミッション・ポリシー) が記載されているウェブサイトの掲載箇所 (URL等)

1-3 入学者受入方針 (アドミッション・ポリシー) に沿った学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が、適切な実施体制により公正に実施されているか。

- ・入学者選抜要項、入学試験実施状況等
- ・入学者選抜の実施体制および実施状況が確認できる資料 (試験実施マニュアル等)
- ・入試委員会等の実施組織が確認できる資料

1-4 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、または大幅に下回る状況になっていないか。その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

- ・大学院現況票 (平均入学定員充足率計算表を含む。) [提出必須]
- ・実入学者数が、入学定員を大幅に超える、または大幅に下回る状況になっている場合、入学定員と実入学者数との関係の改善を図った具体的取組事例等

基準2 教育課程

2-1 理論と実務の架橋に留意しつつ、大学院の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。教育課程の編成が、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等を反映したものとなっているか。

- ・教育研究実績票 [提出必須]
- ・教育課程の編成の趣旨や方針が確認できる資料

- ・授業科目の開設状況（授業時間割、履修モデル、年次配当、必修・選択等の別）
- ・授業科目案内、履修要項、シラバス等、授業内容が確認できる資料等の該当箇所
- ・教材、授業で使用したプリント等
- ・インターンシップを実施している場合には、その実施状況が確認できる資料
- ・入学前の既修得単位の認定を実施している場合には、その実施状況が確認できる資料

2-2 教育課程や教育内容の水準が、当該分野の期待に応えるものになっているか。授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものであり、当該分野の研究動向あるいは実務の経験を反映したものとなっているか。

- ・教育研究実績票〔提出必須〕
- ・教育課程の編成や授業科目の内容に、研究成果や学術の発展動向を反映していることが確認できる資料（シラバス、教材や授業で使用したプリント等）
- ・授業科目案内、履修要項、シラバス等、授業内容が確認できる資料等の該当箇所

2-3 履修科目の登録の上限設定等の取組を含め、単位の実質化への配慮がなされているか。

- ・大学現況票〔提出必須〕
- ・授業時間外の学修のための工夫を実施している場合には、その実施状況が確認できる資料
- ・履修登録の上限設定（CAP制度）を実施している場合には、その実施状況が確認できる資料
- ・GPA（Grade Point Average）制度を導入している場合には、その活用状況が確認できる資料

2-4 学生の履修に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数が、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数となっているか。

- ・授業科目の開設状況（授業時間割、年次配当、必修・選択等の別）が確認できる資料
- ・授業科目の履修状況や単位修得状況が確認できる資料

2-5 専攻分野に応じた、事例研究、現地調査、双方向・多方向に行われる討論あるいは質疑応答、その他の適切な方法により授業を行うなど、適切な配慮がなされているか。

- ・学生便覧、シラバス、授業科目案内、履修要項等、授業形態の組合せ・バランスが確認できる資料
- ・学修指導法の工夫が確認できる資料

2-6 教育課程の編成の趣旨に沿って、1年間の授業計画、授業の内容・方法等が明記された適切なシラバスが作成され、活用されているか。

- ・シラバス（電子シラバスの場合はURL等）
- ・シラバス作成に関する規則、作成要項等
- ・アンケート等によりシラバスの活用状況等を調査している場合は、その分析結果等

2-7 学生の履修指導、学修相談・助言が学生の多様性（履修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行われているか。

- ・ガイダンスの実施および内容が確認できる資料（実施組織、対象者別実施回数、参加者数、配付資料等）

- ・ガイダンスに関するアンケート等を実施している場合は、その分析結果等
- ・学生のニーズを汲み上げる制度が確認できる資料（実施体制、実施方法等）、学生のニーズの具体的事例等
- ・オフィスアワーを実施している場合には、その実施状況が確認できる資料
- ・電子メールによる相談・助言を実施している場合には、その実施状況が確認できる資料
- ・学修相談、助言体制の学生への周知状況（刊行物、プリント）が確認できる資料
- ・学修相談、助言の利用実績が確認できる資料

2-8 成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、それに従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられているか。

- ・成績評価基準、修了認定基準が確認できる資料
- ・入学前に履修した授業科目の単位（専門職大学院設置基準第14条）または他大学院において履修した授業科目について修得した単位（専門職大学院設置基準第13条）を認定している場合には、これらに係る規定の策定とその周知状況が判断できる資料ならびに適用内容が確認できる資料
- ・修了認定をした学生の成績等
- ・単位を認定した学生の試験答案等
- ・成績評価の分布表
- ・成績評価等の正確さを担保するための措置が明示されている資料
- ・学生からの成績評価に関する申立ての仕組みがある場合には、申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料
- ・申立ての内容、申立てへの対応、申立ての件数等の資料・データ

2-9 学生の状況や各教員の授業内容、指導方法等について、教員間で情報が共有され、必要な対応が図られているか。

- ・共有されている状況が確認できる資料
- ・具体的な対応の事例等

基準3 学修成果

3-1 単位修得、修了状況、資格取得の状況等から判断して、意図している学修成果があがっているか。

- ・教育成果の把握状況や検証・評価に向けた活動状況が確認できる資料
- ・具体的な検証・評価事例、改善事例等
- ・単位修得率、学位取得率、進級率、標準修業年限内の修了率、留年・休学・退学状況、成績評価の分布表、資格取得者数、各種コンペティション等の受賞数等

3-2 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、意図している学修成果があがっているか。

- ・学生に意見を聴取する機会（懇談会、アンケート、インタビュー等）の概要およびその結果が確認できる資料（学生による授業評価、学修達成度に関するアンケート調査資料、学生の満足度に関する調査結果等）

3-3 修了後の進路の状況等の実績や成果から判断して、意図している学修成果があがっているか。

- ・就職希望者の就職率、就職先、進学先
- ・修了生の社会での活躍等が確認できる資料

3-4 修了生や就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、意図している学修成果があがっているか。

- ・修了生に意見を聴取する機会（懇談会、アンケート、インタビュー等）の概要およびその結果が確認できる資料
- ・就職先等の関係者に意見を聴取する機会（懇談会、アンケート、インタビュー等）の概要およびその結果が確認できる資料

基準4 教職員組織等

4-1 教員組織および職員組織の編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員および職員の組織編制がなされているか。

- ・教育研究実績票〔提出必須〕
- ・教員組織および職員組織の編制の基本方針
- ・教員組織および職員組織の編制が確認できる資料（教員組織体制、職員組織体制、責任体制等）

4-2 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、それらの教員のうちには、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員が、「文部科学大臣が別に定める数」（平成十五年文部科学省告示第五十三号第一条。以下同じ。）以上置かれているか。

- ① 専攻分野について、教育上または研究上の業績を有する者
 - ② 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
 - ③ 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者
- ・大学院現況票〔提出必須〕
 - ・教育研究実績票〔提出必須〕
 - ・授業科目の担当状況、常勤と非常勤のバランス等が確認できる資料・データ
 - ・みなし専任教員の授業担当状況、組織運営面への参画状況等が確認できる資料

4-3 教員の過去5年間程度における教育上または研究上の業績等、各教員がその担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検・評価の結果の公表その他の方法で開示されているか。

- ・教育研究実績票〔提出必須〕
- ・自己点検・評価の結果が開示されていることが確認できる資料

4-4 専任教員のうち、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（以下、実務家教員とよびます。）が、「文部科学大臣が別に定める数」のおおむね3割以上に相当する人数が置かれているか。

- ・大学院現況票〔提出必須〕
- ・教育研究実績票〔提出必須〕

4-5 実務家教員が、それぞれの実務経験との関連が認められる授業科目を担当しているか。教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授または准教授が配置されているか。

- ・大学院現況票〔提出必須〕
- ・教育研究実績票〔提出必須〕

4-6 大学院の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

- ・教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が確認できる資料
- ・外国人教員や実務経験教員の確保がなされている場合には、その任用状況
- ・公募制、任期制、テニユア（終身在職権）制度、サバティカル（研究専念期間）制度を導入している場合には、その概要および実施状況
- ・優秀教員評価制度を導入している場合には、その概要および実施状況

4-7 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、運用されているか。特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。

- ・教員の採用基準、昇格基準、教員選考規則等
- ・教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料

4-8 教員の教育研究活動に関する評価が定期的に行われ、それによって把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

- ・情報収集や教員の評価等に取り組む組織等の構成図、運営規則等
- ・教員の教育活動等に関する業績評価、給与等への反映状況が確認できる資料
- ・情報収集や教員の評価等において把握した具体的な問題点、改善事例等
- ・教員からの意見聴取状況（体制、組織、活動内容等）が確認できる資料
- ・教員の意見が自己点検・評価報告書、外部評価報告書等に反映されている該当箇所
- ・評価結果を改善策に結びつけた具体的事例等

4-9 教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。教育支援者の活動について、定期的に自己点検・評価が行われ、その結果に適切に対応されているか。

- ・大学院現況票〔提出必須〕
- ・教務関係等事務組織図および事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料
- ・教育活動に関わる技術職員、図書館の司書職員等の配置状況が確認できる資料
- ・教育支援者からの意見聴取状況（体制、組織、活動内容等）が確認できる資料
- ・教育支援者の意見が自己点検・評価報告書、外部評価報告書等に反映されている該当箇所
- ・評価結果を改善策に結びつけた具体的事例等

基準5 学修環境

5-1 教育研究組織および教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されているか。

- ・大学現況票〔提出必須〕
- ・各施設・設備の整備状況、利用状況等が確認できる資料
- ・バリアフリー化に関する施設・設備の整備状況、利用状況等が確認できる資料

5-2 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

- ・大学現況票〔提出必須〕
- ・図書館、図書資料等の整備方針
- ・図書資料の内容等、利用実績等が確認できる資料
- ・図書館、図書資料等の利用に対する学生のニーズの具体的事例等
- ・情報ネットワークの整備状況、利用状況等が確認できる資料
- ・情報セキュリティ管理体制、個人情報管理体制の整備状況が確認できる資料
- ・ICT環境の利用に対する学生のニーズに対応した具体的事例等

5-3 自主的学修環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

- ・各施設・設備の整備状況、利用状況等が確認できる資料
- ・学生に対する利用案内およびその配付状況等が確認できる資料
- ・学修環境に対する学生のニーズに対応した具体的事例等

5-4 学生が在学期間中に課程の履修に専念できるように、学生の経済的支援および修学や学生生活に関する相談・助言など、支援体制が整備されているか。

- ・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料
- ・大学院独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料
- ・入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料
- ・各種支援制度の学生への周知方法が確認できる資料
- ・経済面の援助の利用実績が確認できる資料
- ・支援体制に対する学生のニーズの具体的事例等

5-5 学生支援の一環として、学生がその能力および適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言が適切に行われているか。

- ・ガイダンスの実施状況および内容が確認できる資料（実施組織、対象者別実施回数、参加者数、配付資料、アンケートの分析結果等）
- ・学生のニーズを汲み上げる制度が確認できる資料（実施体制、実施方法等）、学生のニーズの具体的事例等
- ・オフィスアワーを実施している場合には、その実施状況が確認できる資料
- ・電子メールによる相談・助言を実施している場合には、その実施状況が確認できる資料
- ・学修相談、助言体制の学生への周知状況が確認できる資料
- ・学修相談、助言の利用実績が確認できる資料

5-6 特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学修支援、生活支援等が適切に行われているか。

- ・留学生、社会人学生や障害のある学生等に対する学修支援の状況が確認できる資料（実施体制、実施方法等）
- ・留学生指導教員やチューターを配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料
- ・留学生に対する外国語による情報提供を行っている場合は、その該当箇所
- ・社会人学生に対する情報提供を行っている場合は、その該当箇所（URL等）
- ・障害のある学生に対する支援を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料
- ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料
- ・学修支援体制の学生への周知方法が確認できる資料
- ・学修支援の利用実績が確認できる資料

基準6 教育の内部質保証システム

6-1 学生受入の状況、教育の状況および成果や効果について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が組織的に行われているか。

- ・データや資料を収集・蓄積する担当組織、責任体制等が確認できる資料（文書管理規則、文書保存規則等）
- ・教育活動の実態を示す資料・データの収集・蓄積の状況、またはこれらの資料・データを活用して作成した報告書等
- ・評価結果のフィードバックの状況（体制、組織、活動内容等）が確認できる資料
- ・評価結果を改善策に結びつけた具体的事例等

6-2 学生からの意見聴取が行われ、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

- ・学生からの意見聴取状況（体制、組織、活動内容等）が確認できる資料
- ・学生の意見が自己点検・評価報告書、授業評価報告書、外部評価報告書等に反映されている該当箇所
- ・評価結果のフィードバックの状況（体制、組織、活動内容等）が確認できる資料
- ・評価結果を改善策に結びつけた具体的事例等

6-3 学外関係者の意見や専門職域に係わる社会のニーズが、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

- ・学外関係者からの意見聴取状況（体制、組織、活動内容等）が確認できる資料
- ・学外関係者のニーズの具体的事例等
- ・学外関係者の意見が自己点検・評価報告書、外部評価報告書等に反映されている該当箇所
- ・評価結果のフィードバックの状況（体制、組織、活動内容等）が確認できる資料
- ・評価結果を改善策に結びつけた具体的事例等

6-4 自己点検・評価の結果がフィードバックされ、教育の質の改善・向上のための取組が組織的に行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

- ・自己点検・評価結果のフィードバックの状況（体制、組織、活動内容等）が確認できる資料
- ・自己点検・評価結果を改善策に結びつけた具体的事例等

6-5 個々の教員は、自己点検・評価の結果に基づいて、それぞれの教育研究の質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

- ・教育活動に関する自己評価の実施状況（体制、組織、活動内容等）が確認できる資料
- ・授業評価アンケート等が反映されている該当箇所
- ・評価結果の教員へのフィードバックの状況等、改善のための評価活動が機能していることが確認できる資料
- ・具体的改善方策や改善実績の内容等

6-6 ファカルティ・ディベロップメント（FD）やスタッフ・ディベロップメント（SD）について、学生や教職員のニーズが反映され、組織として適切な方法で実施されているか。とくに、実務家教員の教育上の指導能力の向上および研究者教員の実務上の知見の充実に努めているか。

- ・学生や教職員のニーズを汲み上げる制度が確認できる資料（実施体制、実施方法等）
- ・学生や教職員のニーズの具体的事例等
- ・FD・SD活動の内容・方法および実施状況
- ・FD・SD研修会等への教職員の参加状況
- ・教育支援者や教育補助者に対する研修等の方針、内容・方法および実施状況が確認できる資料
- ・教育支援者や教育補助者のニーズの具体的事例等

6-7 ファカルティ・ディベロップメントやスタッフ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結びついているか。

- ・授業評価報告書の該当箇所等、教育の質の向上や授業の改善の状況が確認できる資料
- ・具体的改善方策や改善実績の内容等

基準7 財政基盤および管理運営

7-1 大学院の目的に沿った教育研究活動を適切に遂行できる財政的基礎を有し、経常的収入が継続的に確保されているか。

- ・財務計画およびその審議・決定、公表状況が確認できる資料

7-2 大学院の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定・履行されているか。

- ・貸借対照表、損益計算書、消費収支計算書等の財務諸表、財務比率

7-3 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適切に実施されているか。

- ・監事または監査の報告書

7-4 管理運営のための組織および事務組織が、大学院の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

- ・管理運営組織および事務組織の組織図、業務分掌、人員の配置状況等が確認できる資料
- ・管理運営組織および事務組織と、教学関係委員会等との連携体制が確認できる資料
- ・危機管理等に関する体制が確認できる資料（危機管理マニュアル等）、組織図
- ・科学研究費補助金等の不正使用防止への取組等が確認できる資料
- ・生命倫理等への取組や施設設備の安全管理体制等が確認できる資料

7-5 管理運営のための組織および事務組織が、大学院の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

- ・各種の意思決定を行う会議、委員会等の体制が確認できる資料（組織等相互関係図、関連諸規則等）

7-6 管理運営のための組織および事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質向上のための取組が組織的に行われているか。

- ・ファカルティ・ディベロップメント（FD）やスタッフ・ディベロップメント（SD）のための研修の実施状況が確認できる資料
- ・ファカルティ・ディベロップメント（FD）やスタッフ・ディベロップメント（SD）の研修における配布資料

7-7 大学院の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。また、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

- ・自己点検・評価結果のフィードバックの状況（体制、組織、活動内容等）が確認できる資料
- ・自己点検・評価結果を改善策に結びつけた具体的事例等

基準8 教育情報等の公表

8-1 大学院の目的が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員および学生）に周知されているか。

- ・大学院の目的が明記された次に掲げる資料の該当箇所。学生便覧、履修要項等、学生が参照する冊子、概要等、教職員用の冊子、ウェブサイトの掲載箇所（URL等）。
- ・教職員の各種会議や研修、ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動等で周知のための取組がなされている場合には、その記録や資料等
- ・授業や新入生ガイダンス、入試説明会等で周知のための取組がなされている場合には、その記録や資料等
- ・周知や公表の程度等を示す資料・データ（冊子等の配布先、配布数、ウェブサイトのアクセス状況、アンケート等の結果等）

8-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）および学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が適切に公表、周知されているか。

- ・公表・周知の程度や効果を示す資料・データ（刊行物の配布先、配布数、ウェブサイトのアクセス状況、アンケート等の結果等）

8-3 成績評価基準や修了認定基準が学生に周知されているか。

- ・成績評価基準および修了認定基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーション時の配付資料等の該当箇所
- ・実際の成績評価・単位認定方法が明示された資料の該当箇所
- ・周知の程度等を示す資料・データ（アンケート等）

8-4 自己点検・評価の結果が大学院内および社会に対して広く公開されているか。

- ・自己点検・評価結果が記述された学生や教職員が参照する冊子の該当箇所
- ・自己点検・評価結果が記述されたウェブサイトの掲載箇所（URL等）

8-5 教育研究活動についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

- ・公表の状況を示す資料・データ（配付資料等の該当箇所、刊行物）

別紙3 大学院現況票について

大学院現況票は、大学院を設置するのに必要な最低の基準である大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）および専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）その他の関係法令等を満たしているか否かを分析する際に根拠となる資料・データ等の一つとして作成していただくものです。

大学院現況票は、基準1「目的および入学者選抜」、基準2「教育課程」、基準4「教職員組織等」および基準5「学修環境」に係る基本的な観点を対象としています。機構における評価では、対象大学院の当該基準に係る基本的な観定の自己評価結果を分析する際に、大学院現況票に記載された内容を参考にしますので、評価実施年度5月1日現在の数値等を記述してください。なお、『大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き〈大学設置審査要覧別冊〉』に準じて記述をお願いします。

対象大学院においては、上記の基準に係る基本的な観点を自己評価する際に、大学現況票を根拠となる資料・データ等の一つとして用いて、自己評価書を記述してください。

記載事項

1) 大学院の名称・所在等

①設置者 ②大学院・研究科・専攻名 ③本部の所在地 ④開設年度 ⑤別地校地の有無

2) 入学定員等（基準1）

①修業年限 ②入学定員 ③編入学定員 ④収容定員 ⑤平均入学定員充足率（平均入学定員充足率計算表を添付してください。）

3) 教育課程（基準2）

①修了要件単位数 ②履修科目の登録の上限（期間および単位数）

4) 教職員組織（基準4）^{注1}

①専任教員数（内数として、教授数、実務家専任教員数、みなし専任教員数をそれぞれ記述してください。） ②教員基準数（内数として、教授数、実務家専任教員数、みなし専任教員数をそれぞれ記述してください。） ③兼任教員数

5) 学修環境（基準5）^{注1}

①校地面積（校舎敷地面積、運動場用地、その他敷地面積） ②校舎面積^{注2} ③教室等施設^{注2}（講義室、演習室、実験実習室、情報処理学修施設、語学学修施設等の各室数） ④教員研究室数^{注2} ⑤図書館・図書資料等^{注2}（図書館面積・閲覧座席数、図書館開館時間、図書冊数、学術雑誌冊数、電子ジャーナル種数、視聴覚資料等点数） ⑥附属施設、その他の施設

^{注1} 別地校地を有する場合には、その数値を別に記述してください。

^{注2} サテライトキャンパスを所有している場合には、その数値を別に記述してください。

別紙4 教育研究実績票について

教育研究実績票は、基準2「教育課程」および基準4「教職員組織等」に係る基本的な観点を対象としています。機構における評価では、対象大学院の当該基準に係る基本的な観点の自己評価結果を分析する際に、教育研究実績票に記載された内容を参考にします。

対象大学院においては、上記の基準に係る基本的な観点を自己評価する際に、教育研究実績票を根拠となる資料・データ等の一つとして用いて、自己評価書を記述してください。

記載事項

教育研究実績票は、すべての教員について提出してください。記載事項は、下記の通りで、教員一人当たり、A4用紙一枚以内にまとめてください。

- 1) 氏名（職位）
- 2) 担当授業科目：過去5年間に担当した科目を記述してください。
- 3) 研究業績あるいは実務経験：過去5年間に発表した著書、論文、報告書等を記述してください。実務家教員は、過去5年間の実務経験を記述してください。
- 4) 研究業績あるいは実務経験の概要：研究業績あるいは実務経験の内容を簡単に説明してください。

別紙5 新型コロナウイルス感染症対応について

新型コロナウイルス感染症は、学修・教育活動に多大な影響を及ぼしています。学生の健康管理、オンライン授業とその質の維持などに対する取組状況とその成果について、記述してください。各基準ごとに自己評価の記述の中でも適宜言及してください。なお、認証評価報告書では、この取組やその成果については、特記事項として記述する予定です。

(表紙)

教育実践大学院
(専門職大学院)
認証評価報告書

星槎大学大学院
教育実践研究科
教育実践専攻

令和4年3月

一般社団法人
専門職高等教育質保証機構

I 認証評価結果

星槎大学大学院教育実践研究科教育実践専攻は、大学院設置基準をはじめ関係法令に適合し、専門職高等教育質保証機構が定める評価基準を満たしている。

(星槎大学大学院教育実践研究科教育実践専攻は、大学院設置基準をはじめ関係法令に適合しておらず、専門職高等教育質保証機構が定める評価基準を満たしていない。

あるいは

星槎大学大学院教育実践研究科教育実践専攻は、大学院設置基準をはじめ関係法令に適合しているが、専門職高等教育質保証機構が定める評価基準を満たしていない。)

理由：大学院設置基準あるいは関係法令△△△に適合していないため。

あるいは

基準△を満たしていないため。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

-
-

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

-
-

上記のほか、更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

-
-

II 基準ごとの評価

基準1 目的および入学者選抜

- ・教育実践大学院の目的が明確に定められており、その内容が学校教育法に適合するものであり、当該目的が周知、公表されていること。
- ・入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が適切に実施され、機能していること。
- ・実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】 基準1を満たしている。（基準1を満たしていない。）

評価結果の根拠・理由

《観点ごとに記述》

以上の内容を総合して、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

【改善を要する点】

【更なる向上が期待される点】

基準2 教育課程

- ・教育課程が理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、教育実践大学院の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名との関係において適切であること。
- ・教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学修指導法等が整備されていること。
- ・成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。
- ・学修を進める上での履修指導が適切に行われていること。

・
・
・

III 意見の申立ておよびその対応

1) 申立ての内容

2) 申立てへの対応

《対象大学院から提出された
原文をそのまま掲載》

・
・
・

参考資料として対象大学院から提出された自己評価書から、下記の項目について、原則として原文のまま掲載します。

- I 現況および特徴（大学院・専攻名、所在地、学生数および教員数、特徴）
- II 目的
- III 自己評価の概要

認証評価機関の審査について

○認証評価機関の審査においては、以下の規定に基づき審査を行うこととされている。

学校教育法（抄）

第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

第百九条 （略）

2 （略）

3 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあっては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

4 （略）

5 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。

6・7 （略）

第一百条 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。

一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。

二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。

三 第四項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。

四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。

- 五 次条第二項の規定により認証を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人でないこと。
- 六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 3 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。
- 4 認証評価機関は、認証評価を行つたときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。
- 5・6 (略)

第一百十二条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、第九十四条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

- 一 認証評価機関の認証をするとき。
- 二 第一百十条第三項の細目を定めるとき。
- 三 認証評価機関の認証を取り消すとき。

学校教育法施行令（抄）

第四十二条 法第九十四条（法第二百二十三条において準用する場合を含む。）の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。

学校教育法施行規則（抄）

第一百六十八条 (略)

- 2 学校教育法第九十条第三項の認証評価に係る同法第一百十条第一項の申請は、専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野ごとに行うものとする。

第一百六十九条 学校教育法第一百十条第一項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出して行うものとする。

- 一 名称及び事務所の所在地
- 二 役員（申請者が人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものである場合においては、当該代表者又は管理人）の氏名
- 三 評価の対象
- 四 大学評価基準及び評価方法
- 五 評価の実施体制
- 六 評価の結果の公表の方法
- 七 評価の周期
- 八 評価に係る手数料の額

九 その他評価の実施に関し参考となる事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 一定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人（申請者が人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、その設立時における財産目録）

三 申請の日の属する事業年度の前事業年度における大学の教育研究活動等の状況についての評価の業務の実施状況（当該評価の業務を実施していない場合にあつては、申請の日の属する事業年度及びその翌事業年度における認証評価の業務に係る実施計画）を記載した書面

四 認証評価の業務以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要を記載した書面

第百七十条 学校教育法第百十条第三項に規定する細目は、学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）の定めるところによる。

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令

（法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目）

第一条 学校教育法（以下「法」という。）百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）並びに大学（専門職大学及び短期大学並びに大学院を除く。）に係るものにあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）及び大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）に、専門職大学（大学院を除く。）に係るものにあつては専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）に、大学院に係るものにあつては大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）に、短期大学（専門職短期大学を除く。）に係るものにあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）に、専門職短期大学に係るものにあつては専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）に、それぞれ適合していること。

二 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。

三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。

四 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析、大学の教育研究活動等の状況についての实地調査が含まれていること。

五 法第百九条第六項に規定する適合認定を受けられなかった大学その他の認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況（改善が必要とされた事項に限る。）について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。

2 (略)

3 第一項に定めるもののほか、法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。

イ 教員組織に関すること。

ロ 教育課程に関すること（教育課程連携協議会（専門職大学設置基準第十一条若しくは専門職短期大学設置基準第八条又は専門職大学院設置基準第六条の二に規定する教育課程連携協議会をいう。）に関することを含む。）。

ハ 施設及び設備に関すること。

ニ 学修の成果に関すること（進路に関することを含む。）。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。

二 評価方法に、当該専門職大学等若しくは専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの（次号において「関連職業団体関係者等」という。）及び高等学校、地方公共団体その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。

三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、関連職業団体関係者等の意見聴取を行うこと。

第二条 法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第百九条第三項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。

二 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。

三 認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。

- 四 大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとしていること。
- 五 法第九十九条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。
- 六 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第九十九条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合にあつては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。

第三条 法第一百条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法施行規則第六十九条第一項第一号から第八号までに規定する事項を公表することとしていること。
 - 二 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。
 - 三 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。
- 2 前項に定めるもののほか、法第九十九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第一百条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった専門職大学等又は専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。

中央教育審議会令（抄）

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

大学分科会	<ul style="list-style-type: none"> 一 大学及び高等専門学校における教育の振興に関する重要事項を調査審議すること。 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 三 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の第二第三項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
-------	---

2～6 （略）

2受文科高第955号

中央教育審議会

写

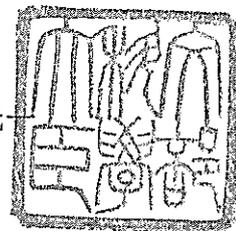
次の事項について、理由を添えて諮問します。

認証評価機関の認証について

令和2年11月5日

文部科学大臣

萩生田 光



(理由)

一般社団法人専門職高等教育質保証機構から、別紙のとおり、学校教育法第110条第1項の規定に基づく認証評価機関の認証の申請があったので、同法第112条第1号の規定に基づき、標記の諮問を行うものである。



令和2年9月30日

文部科学大臣
萩生田 光一 殿

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
代表理事 川口 昭彦



認証評価機関申請書

学校教育法第110条の規定に基づき、認証の申請を行います。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

I 申請内容

- 1 名称及び事務所の所在地
- 2 役員氏名
- 3 認証評価の対象
- 4 大学評価基準及び評価方法
- 5 認証評価の実施体制
- 6 認証評価結果の公表の方法
- 7 認証評価の周期
- 8 認証評価に係る手数料の額
- 9 その他評価の実施に関し参考となる事項

II 添付書類

- 1 定款
- 2 登記簿謄本
- 3 今後5年間の収支計画、財産目録及び貸借対照表
- 4 認証評価の業務の実施状況
- 5 認証評価の業務以外の業務の種類及び概要
- 6 認証評価手続
 - 6-1 評価基準要綱
 - 6-2 自己評価実施要項
 - 6-3 評価実施手引書
- 7 認証評価のスケジュール
- 8 認証評価体制（組織図）
- 9 認証評価委員会、その他関係会議委員名簿
- 10 認証評価対象専門職大学院一覧
- 11 大学評価基準等の意見照会と、意見への対応
- 12 認証評価に関する諸規則

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
事務連絡担当者 事務局長 江島 夏実
E-mail : jimukyoku@qaphe.com
TEL : 03-3403-3432 090-3044-7869

一般社団法人専門職高等教育質保証機構の概要及び 申請のあった評価事業の概要

1. 専門職高等教育質保証機構の概要

- 設立目的：
 1. 専門職高等教育の高度化、多様化、国際化に対応して、専門職高等教育の教育研究実践に係る教育機関の評価を行なうことによって、専門職高等教育の発展に貢献する。
 2. 評価の成果を被評価機関にフィードバックし、その質の向上に努める。
 3. 評価の成果を広く社会に情報開示し、専門職高等教育の発展と国際化に貢献する。

- 住所：東京都港区六本木六丁目5番17号

- 設立年月日：平成23年2月18日

- 代表者：代表理事 川口 昭彦
(大学改革支援・学位授与機構 名誉教授)

- 主な事業：
 - ① 専門職大学院や専修学校の教育研究及び実践に関する第三者評価
 - ② 評価対象となる教育研究機関の教育研修事業
 - ③ 実践・教育研究に関する情報収集及び研究、普及啓発活動等
 - ④ 事業に附帯または関連する事業

- 認証評価の実施実績

【分野別評価（ビューティビジネス分野）】

① 第1サイクル（H16～H20）の受審大学数	<u>0</u> 大学
② 第2サイクル（H21～H25）の受審大学数	<u>1</u> 大学
③ 第3サイクル（H26～H30）の受審大学数	<u>1</u> 大学

2. 申請のあった評価事業の概要

- 評価の対象：専門職大学院（教育実践分野）
- 評価の周期：5年以内ごと
- 評価手数料の額（案）：1専攻 3,500,000円（消費税抜き）
- 大学評価基準（案）：
評価基準は、学校教育法第109条第4項に規定する大学評価基準として策定されたものであり、教育実践大学院の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、8個の基準で構成される。
- 評価方法（案）：
評価対象専門職大学院が作成した自己点検評価報告書、その他、機構が必要と認めて入手した資料の分析・検討（書面調査）、及び評価対象専門職大学院に関する面談、授業・施設の視察及び関連資料の閲覧調査等を内容とする訪問調査により、評価を実施する。
- 評価結果（案）：
 - ① 教育実践大学院評価基準の基準1から基準8まで8個の基準全てを満たしている場合、「教育実践大学院評価基準に適合している。」と評価する。
 - ② 教育実践大学院評価基準の基準1から基準8までの8個の基準のうち1つでも満たしていない場合は、「教育実践大学院評価基準に適合していない。」と評価する。
- 対象専門職大学院（令和2年11月現在）
 - ・平成29年度開設
星槎大学大学院 教育実践研究科 教育実践専攻
(入学定員:15名)